

議案第 24 号

北名古屋市都市計画税条例の一部改正について

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 29 年 4 月 17 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の拡大、引用条文等の規定の整備を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋都市計画税条例（平成18年北名古屋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項の前の見出しを削り、同項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（法附則第15条第39項の条例で定める割合）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第18項とし、同項の前に見出しとして「（平成27年度から平成29年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例）」を付する。

附則第16項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第 1 1 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 2 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 2 7 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 1 0 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 1 項とし、同項の前に見出しとして「（農地に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 9 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項の前の見出しを削り、同項を附則第 6 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合）

- 5 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第 4 項の次に 1 項を加える改正規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 8 年度分までの都市計画税につ

いては、なお従前の例による。

- 3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。